

国 総 建 第 3 9 5 号
平成19年 3月30日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第一号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号。以下単に「告示」という。）により行ってきたところです。

今般、企業経営の最近の状況等に対応し、平成十九年三月三十日付で昭和四十七年建設省告示第三百五十一号（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件）の一部を改正する件が公布され、同日から施行されることとなりました。今回の改正は、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験を有する者を、法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として認める等するものです。

これを受けて、今般、告示による国土交通大臣認定について、下記のとおり取扱方針を定め、運用に当たっての基準を明確化しました。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知をお願い致します。

記

一 告示第一号イについて

- (1) 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあ

つて、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

二 告示第一号ロについて

- (1) 経営業務を補佐した経験とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいう。
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって七年以上経営業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験又は補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算七年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。
- (3) 法人、個人又はその両方において七年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、本号ロに該当するものとする。

三 告示第二号について

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する七年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において七年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関して通算七年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する場合も、本号に該当するものとする。

四 確認する書類

告示第一号に掲げる職制上の地位を判断するに当たっては、次の(1)に掲げる書類において確認するものとする。また、上記一に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次の(2)及び(3)に掲げる書類において、被認定者が一に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものと

する。また、上記一、二又は三に掲げる各経験に係る期間を判断するに当たっては、次の(4)に掲げる書類において確認するものとする。

- (1) 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類
- (2) 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類
- (3) 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員業務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- (4) 一、二又は三に掲げる各経験の期間を確認するための書類
一にあっては過去五年間、二及び三にあっては過去七年間における請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

以上

送付資料一覧

- 【資料1】 官報（平成19年3月30日／号外第67号）
- 【資料2】 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号）の一部を改正する告示について 《概要》
- 【資料3】 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号） 《新旧対照表》
- 【資料4】 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号） 《溶け込み版》



(号外)

独立行政法人日本印刷局

平成19年3月30日 告白

四	○関西文化芸術研究都市建設促進法第十一条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令(同四十七)
五	○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(同四十八)
六	○財務省組織規則の一部を改正する省令(同四十九)
七	○支出し官務規程等の一部を改正する省令(同五十)
八	○災害救助法施行規則の一部を改正する命令(府令・省令)
九	○自動車損害賠償保険法第十八条の三第一項に規定する還暦金の積立て等に関する命令の一部を改正する命令
一〇	(内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通)
一一	○農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一項を改正する命令
一二	(内閣府・農林水産)
一三	○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(同二)
一四	(省)
一五	○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(文部科学五)
一六	○学校保育法施行規則の一部を改正する省令(同六)
一七	○国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(同七)
一八	○国立大学法人法施行規則の一部を改正する命令(同八)
一九	○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(同九)
二〇	○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同十)
二一	○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(同二)
二二	○労働安全衛生規則の一部を改正する命令(同四十六)
二三	○生活保護法施行規則の一部を改正する省令(同四十五)
二四	○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(同四十四)
二五	○厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五十七)
二六	○診療放射線技師法第十九条の二及び診療放射線技師法施行令第十九条の規定により地方厚生支局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五十八)
二七	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の規定により地方厚生支局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同四十九)
二八	○文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令(同四十八)
二九	○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令(同四十九)
三〇	○支出し官務規程等の一部を改正する省令(同五十)
三一	○特別認達資金会計官及び特別認達資金出納命令官文私事務規程等の一部を改正する省令(同二十七)
三二	○鉄工業技術研究組合法施行規則(財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通)
三三	○鉄工業技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二)
三四	○社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(厚生労働二八)
三五	○医療法施行規則の一部を改正する省令(同三十九)
三六	○薬事法施行規則等の一部を改正する省令(同四十)
三七	○薬事法施行規則の一部を改正する省令(同四十一)
三八	○水道施設の技術的基準を定める省令(同五十二)
三九	○水道法施行規則の一部を改正する省令(同五十三)
四〇	○独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同五十五)
四一	○救急救命士法第四十八条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五十六)
四二	○水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(同五十四)
四三	○独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同五十五)
四四	○教員登録士法第四十八条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五十七)
四五	○学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同五十八)
四五	○学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同五十九)
四六	○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同四十四)
四七	○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の二及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第十五条の規定により地方厚生支局长及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五十七)
四八	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の規定により地方厚生支局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同四十九)

(以下次のページへ続)

- (前のページより続き)

 - 輸入植物検疫規程の一部を改正する件（農林水産四〇〇）
 - 海岸法施行令第八条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する工具を定める件の一部を改正する件（同四〇一）
 - 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第三条第一項の農林水産大臣が定める日を定めることを定める件（同四〇二）
 - 承認漁業等の取締りに関する省令第十八条の二第一項及び第二項の規定に基づき、衛星船位測定送信機による位置の報告義務について農林水産大臣が定める海域及び報告の方法を定める件（同四〇三）
 - 平成十九年度の指定食肉の安定価格を定めた件（同四〇四）
 - 平成十九年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件（同四〇五）
 - 肉用子牛の合理化目標価格を定めた件（同四〇六）
 - 平成十九年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件（同四〇七）
 - 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同四〇八）
 - 独立行政法人農畜産業振興機構法第十三条の規定に基づき農林水産大臣が定めて通知する金額の算定方法を定める件（同四〇九）

三

- 租税特別措置法施行令第十七条第二項第三号及び第三十九条の二十六第二項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件
(同四一〇)
 - 租税特別措置法施行令第十七条第二項第三号及び第三十九条の二十六第二項第三号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定された件の一部を改正する件(同四一一)
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定された件の一部を改正する件(同四一一D)
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件(同四一二)
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件(同四一二D)
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件(同四一三)
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件(同四一三D)
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件(同四一四)
○独立行政法人農業者年金基金法施行規則第一条第一項第三号の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件(同四一五)
○自転車競技法施行規則第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件(経済産業一〇〇)
○小型自動車競走法施行規則第十四条第一項第一号、第二号及び第三号ただし書の規定に基づき、一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定めた件(同一〇一)

三

- 液化石油ガスの保安の確保及び取扱いの適正化に関する法律第三十九条の規定に基づく液化石油ガス設備士のための養成施設を指定した件（同一〇一）
 - 揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の二十一の規定に基づき、分析業務の一部を休止する届出があつた件（同一〇二）
 - 発電用火力設備に関する技術基準の組合を定める告示の一部を改正する件（同一〇三）
 - 工業用水道事業費補助金交付規則の一部を改正する規則を定めた件（同一〇四）
 - 平成十九年度以降の八年間に亘る新エネルギー等の電気事業者による電気の利用の目標を定めた件（同一〇五）
 - 不動産特定共同事業法施行規則第七条第一項第三号の規定に基づく登録証明事業の登録をした件（同一〇六）
 - 昭和四十六年建設省告示第三百九十九号の一部を改正する件（同一〇七）
 - 河川法第九条第五項の規定により河川の区間を指定する件（同一〇八）
 - 自動車損害賠償保障事業が行う損傷のてん補の基準（同一〇九）
 - 高速自動車国道に関する件（同一一〇六～一〇九）
 - 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する件（同一一〇）
 - 昭和三十年建設省告示千三百七十九号の一部を改正する件（同一一一）
 - 平成四年運輸省告示第三百一十四号の一部を改正する件（同一一二）
 - 成田国際空港に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定する件（同一一二）

111

- 水先法施行規則第九条の三第二項
第十条第二項及び第十四条第一項
五号の国土交通大臣が定める医師
定める件(同四二五)
 - 水先法施行規則第二十二条の五第一項
号の国土交通大臣が定める基準を
める告示の一部を改正する件
(同四二六)
 - 指定区間の指定に関する告示の一
を改正する件(同四二七)
 - 国土交通大臣が指定する都市計画
域を定める件(同四二八)
 - 都市計画に関する件
(同四二九、四五〇)
 - 直轄地すべり防止工事を完了した
(同四三一、四五二)
 - 登録船舶職員養成施設の教育の内
の基準等を定める告示等の一部を
正する件(同四三三)
 - 航行援助施設利用料に関する告示
特別に関する告示の一部を改正す
る件(同四五五)
 - 土地収用法の規定に基づき事業の
定をした件(同四三六)
 - 都市計画に関する件(同四三七)
 - 昭和四十七年建設省告示第三百五
一号の一部を改正する件(同四三八)
 - 海上保安庁の航空機の番号及び標
を定める件の一部を改正する件
(海上保安庁八三)
 - 上信越高原国立公園草津・万座・
間地域の公園区域を変更する件
(環境一五)
 - 上信越高原国立公園草津・万座・
間地域の公園計画を変更する件
(同一六)
 - 上信越高原国立公園草津・万座・
間地域の特別地域の区域を変更す
件(同一七)

建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件
(昭和47年建設省告示第351号)の一部を改正する告示について

平成19年3月
総合政策局建設業課

1. 改正の背景

建設業法(昭和24年法律第100号)は、軽微な建設工事のみを請け負うことの営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならぬこととする許可制度を設けている。同法第7条には許可の基準が書かれているが、建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号。以下「本告示」という。)はそのうち、同条第1号に規定されている経営業務の管理責任者の設置に係るものである。具体的には、法人の役員に関して、「許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者」と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者について定めている。

本告示については、平成17年12月21日に規制改革・民間開放推進会議より提出された「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において、経営業務の管理責任者の資格要件である経験について、執行役員など経営に実質的に参画する役職を、建設業法第7条第1号イの「経営業務の管理責任者としての経験」とみなしその年数を5年とすることにつき、平成18年度中に検討し結論を得ることとされている。

2. 改正の内容

建設業法第7条第1号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、新たに、告示第2号に次の経験を有する者を加えるとともに、必要な規定の整理を行うものである。

- 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験を有する者

○ 昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件）の一部を正する告示案新旧対照表

改 正 案	現 行
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第一号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和四十七年四月一日から適用する。	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第一号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和四十七年四月一日から適用する。
二 十 許可を受けようとする建設業以外の建設業に關し七年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者	一 許可を受けようとする建設業以外の建設業に關し七年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
一 十 許可を受けようとする建設業に關し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合には当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあつて次のいずれかの経験を有する者	一 許可を受けようとする建設業に關し七年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
イ 経営業務の執行に關して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験	二 許可を受けようとする建設業に關し七年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合には当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあつて経営業務を補佐した経験を有する者
ロ 七年以上経営業務を補佐した経験	
三 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者	三 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

○ 建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号）

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第一号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和四十七年四月一日から適用する。

一 許可を受けようとする建設業に關し經營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあつて次のいずれかの経験を有する者

イ 経営業務の執行に關して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の經營業務を総合的に管理した経験
ロ 七年以上經營業務を補佐した経験

二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に關し七年以上經營業務の管理責任者としての経験を有する者

〔三〕前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者